対象職員区分一覧

職員の区分			監督機関
特別職	労働者に該当しない者	審議会の委員等	_
	労働者に該当する者		労働基準監督署
一般職	非現業の職員	第11号、第12号及び官公署の事	人事委員会
		業に従事する職員(企業職員及	
		び技能労務職員を除く。)	
	現業の職員	第1号から第10号、第13号から	労働基準監督署
		第15号の事業に従事する職員	
		(企業職員及び技能労務職員を	
		除く。)	
	技能労務職員 企業職員		

[※]船員については、労働基準監督署とあるのは船員労務官となる。